

記者発表資料  
平成24年 5月 2日  
水産業振興課  
担当者：千葉、小林 (2931,2930)

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う マダラの出荷制限指示について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、宮城県沖の全海域におけるマダラの出荷制限が指示されました。

このことから、下記のとおり宮城県沖の全海域（別紙参照）において、マダラの出荷を差し控えるよう改めて生産者等に要請しましたので、お知らせします。

なお、1kg以上のマダラに関しては、宮城県水産物放射能対策連絡会議及び県の要請により、既に平成24年4月18日から、仙台湾海域と金華山以北の水深150m以浅の海域において水揚げが自粛されております。

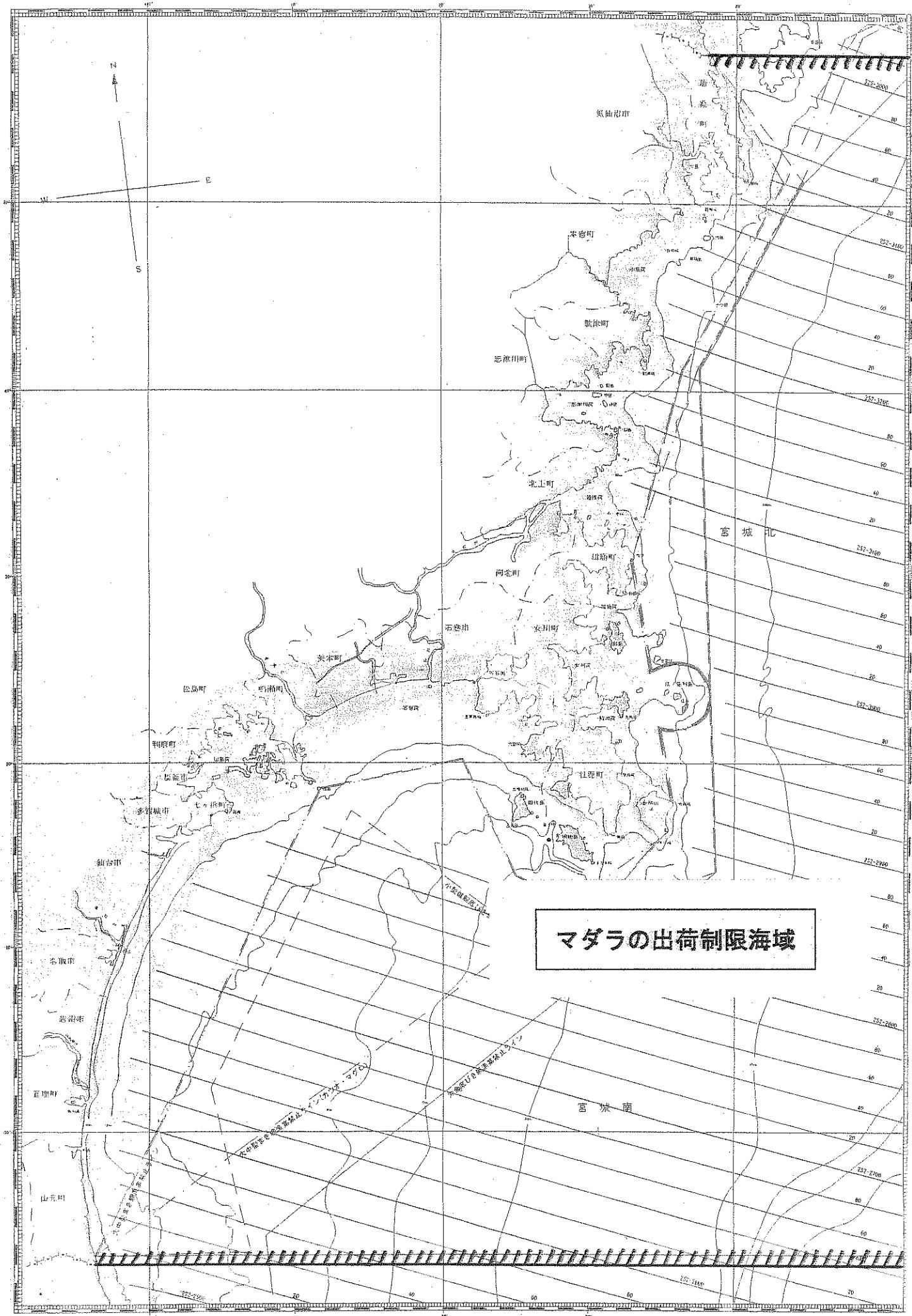
### 記

#### 1 出荷制限指示の内容

- ①対象魚種 マダラ (1kg未満のマダラを含む)  
②制限海域 宮城県沖の全海域（別紙参照）

#### 2 県の対応状況

- ・今回の指示に基づき、宮城県沖の全海域で漁獲したマダラについて出荷を一切行わないよう改めて生産者等に要請した。
- ・魚市場等流通関係者に対し、宮城県沖の全海域で漁獲されたマダラを取り扱わないよう改めて要請した。
- ・県内の遊漁船業者に対し、宮城県沖の全海域においてマダラの採捕を目的とした案内を行わないよう要請した。



### マダラの出荷制限海域